

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨により被災された皆様へ

このたびの災害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、下記相談窓口にてご契約者様からのお問い合わせ、ご相談などを承っておりますのでご案内申し上げます。また、災害救助法適用地域のご契約者様を対象に、下記の特別処置を実施いたします。これらの処置の適用をご希望のお客様は、下記相談窓口までお申し出ください。

記

<災害救助法適用地域の特別処置について>

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料の払込を猶予する期間を 6 ヶ月延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

3. 今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

【福岡県】

朝倉市（あさくらし）

朝倉郡東峰村（あさくらぐんとうほうむら）

田川郡添田町（たがわぐんそえだまち）

【大分県】

日田市（ひたし）

中津市（なかつし）

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

※災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

以上